

令和5年第1回茂原市教育委員会会議（1月定例会）日程

日時：令和5年1月25日（水）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 未来を拓く 茂原の子（茂原市小中一貫教育の指針）の策定について

議案第2号 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（報告事項）

1 行事の共催、後援及び協賛について

2 令和5年第2回（2月定例会）、第3回（3月臨時会）及び第4回（3月定例会）  
茂原市教育委員会会議の日程について

3 その他

4 閉会宣言

議案第1号

未来を拓く 茂原の子（茂原市小中一貫教育の指針）の策定について

茂原市教育委員会は、未来を拓く 茂原の子（茂原市小中一貫教育の指針）を別紙のとおり定める。

令和5年1月25日提出

茂原市教育長 内田達也

提案理由 本市の小中学校において令和5年度より小中一貫教育を行うにあたり、小中一貫教育を基本的な考えに基づき効果的に推進するため、指針を策定するものです。

# 未来を拓く 茂原の子

(茂原市小中一貫教育の指針)



高い志

ふるさと茂原

豊かな心

茂原市教育委員会

令和5年1月

# 目次

---

はじめに.....	2
I 小中一貫教育とは.....	3
1 小中一貫教育制度について.....	3
2 小中一貫教育を行うことによる期待される効果.....	3
II 茂原市小中連携教育から小中一貫教育へ.....	4
1 これまでの小中連携教育.....	4
2 これからの小中一貫教育.....	5
(1) 小中一貫教育の定義.....	5
(2) 茂原市の小中一貫教育のねらい.....	5
(3) 茂原市の小中一貫教育の型.....	6
(4) 茂原市の目指す子供像.....	7
(5) 学年段階の区切りの考え方.....	7
(6) 茂原市の小中一貫教育の基本的な考え方.....	8
III 茂原市の進める小中一貫教育.....	9
1 9年間の連続性を大切にした教育（視点1）.....	9
(1) 9年間を見通した系統性のある学習指導.....	9
(2) 9年間の一貫した連続性のある生徒指導.....	9
(3) 切れ目のない特別支援教育.....	9
2 目指す子供像の実現に向けた特色ある取組（視点2）.....	10
(1) 茂原学の探究.....	10
(2) 英語教育の充実.....	10
3 小中一貫教育を支える連携.....	11
(1) 学校間の児童生徒の交流.....	11
(2) 小中学校の教職員の連携による学習活動・生徒指導.....	11
(3) 家庭・地域との連携.....	11
おわりに.....	12

## はじめに

---

今日、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。また、急激な少子高齢化が進む中で、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このような時代にあって、学校教育では、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながらどのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要とされています。こうした力は、全く新しい力というわけではなく、長年目指してきた「生きる力」であり、学校教育が蓄積を生かしていくことが必要であるとされています。

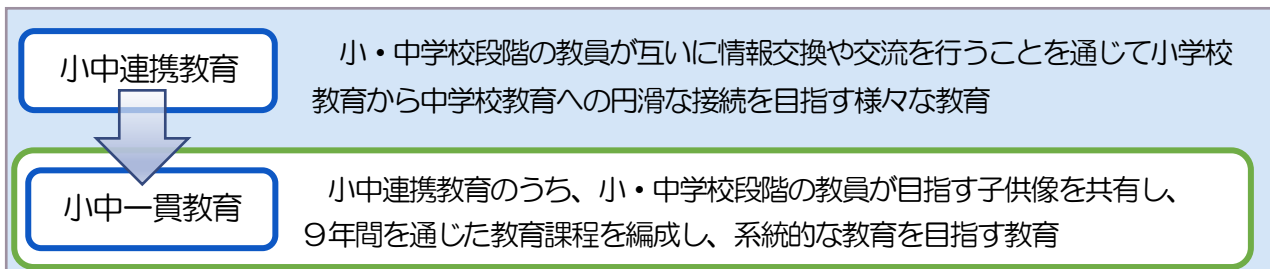
また、近年、社会状況の激しい変化や子供の成長の早期化、子供を取り巻く環境の変化、小・中学校の教育活動の差異などから、いわゆる「中1ギャップ」の言葉に代表されるような課題が生じてきています。こうした課題に対応するための取組として、小中一貫教育が取り入れられています。

茂原市教育委員会では、これまで、「次代を担う子供たちを育てる」を共通テーマとして、児童生徒の個性の伸長、郷土を愛する態度の育成、基礎学力の定着などを目指して、それぞれの学校で教育活動を進めてきました。今後は、教職員が義務教育9年間を貫く視点を持ち、茂原市の子供たちへより質の高い教育を提供することができるよう、ここに茂原市の小中一貫教育について方向性を示しました。

# I 小中一貫教育とは

## 1 小中一貫教育制度について

小中一貫教育制度については、平成 18 年の改正教育基本法、平成 19 年の改正学校教育法によって義務教育の目的・目標が定められ、その後、学校教育法の一部改正(平成 28 年施行)により、義務教育学校制度が創設されました。小中一貫教育とは、小中連携教育をさらに進めた教育で、「小・中学校段階の教職員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」とされています。



## 2 小中一貫教育を行うことによる期待される効果

### 学習面の観点から

- 9年間を見通した指導計画を作成し、指導内容を明確化することにより、「学びの連続性」を図ることができます。
- 小・中学校間で指導方針を共有し、情報交換や連携を充実させることで、各成長段階で育てたい力が明確になり、一人一人の個性に応じた指導が可能になります。
- 小学校 5・6 年生における教科担任制、小・中学校教員の乗り入れ授業など多様な指導形態を取り入れ、小学校での専門的な授業の展開により知的好奇心を充足させたり、中学校でのきめ細かな授業の実践により定着が不十分な内容を補充したりするなど、個に応じた指導が一層充実し、学習意欲や学力の向上を図ることができます。

### 生活面の観点から

- 9年間を通して一貫した生徒指導を行うことにより、学校生活の変化に伴う不安感や負担感が軽減され、自己有用感や道徳心、規範意識の醸成を図ることができます。
- 小・中学校段階の教員が連携することで、より深い児童生徒理解に基づく指導が可能になり、中学校入学後に増加傾向にある不登校や問題行動の減少を期待することができます。
- 小・中学生の交流や合同行事などを通して、小学生には、目標にすべき姿を思い描くことができ、中学生には、下級生に対する思いやりやリーダーシップなどの育成を図ることができます。

### 教員の指導力の向上の観点から

- 9年間の児童生徒の成長・発達と学習内容の系統を踏まえ、小・中学校段階の教員がそれぞれの学校種の教育活動を相互に理解しながら指導にあたることにより、教員の指導力の向上を図ることができます。
- 小・中学校段階の教員が、それぞれ個人のよさを生かした授業実践の中で、専門的な指導やきめ細かな指導を互いに学び合うことで、教員の総合的な力量が向上します。

## Ⅱ 茂原市小中連携教育から小中一貫教育へ

---

### 1 これまでの小中連携教育

茂原市では、これまで小中連携教育に取り組んできました。各小・中学校、各中学校区により、それぞれ特色があり、その主なものは以下ようになります。

#### 学習面について

- 授業・部活動
  - ・ 中学校教員による小学校の外国語科、外国語活動での授業協力
  - ・ 小学生と中学生の交流授業
  - ・ キャリア教育の一環としての職場見学や職場体験学習
  - ・ 中学校入学説明会における授業体験や部活動体験
  - ・ 特別支援学級在籍児童の進学時における中学校の授業体験

#### 生活面について

- 生徒指導
  - ・ 生徒指導上の諸問題についての情報交換、協議
  - ・ 校外（街頭）指導、防犯パトロールへの参加、情報交換
- 保健安全指導
  - ・ 小・中学校間で行われる学校保健委員会への参加、協議
  - ・ 児童生徒の発育状況や運動能力についての情報交換、協議
- 学校行事
  - ・ 運動会（体育祭）や文化祭、合唱コンクール等（学校行事）の見学、参加

#### 教員について

- 教員研修等
  - ・ 小・中学校で行われる授業研究会への参加（授業参観、協議）
  - ・ ミニ集会等、学校単位で開催される研修会への参加、情報交換
  - ・ 中学校区を単位としての行事調整会議
  - ・ 市教育研究協議会での各部研修

#### その他

- PTA活動について
  - ・ 教育講演会への参加、情報交換
  - ・ 中学校区を単位とした情報交換会、中学校区親睦バレーボール大会の開催
- 地域活動について
  - ・ 敬老会や夏・秋祭り、地域の美化活動、ボランティア活動等への参加

## 2 これからの小中一貫教育

### (1) 小中一貫教育の定義

小中一貫教育を進めるにあたり、平成28年度の法整備を受け、「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校(併設型・連携型)」の制度化された小中一貫教育と従来の小学校・中学校による運用上の小中一貫教育が存在することになりました。(下図参照)

茂原市は、当面この中の「従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育」を行います。

#### 【小中一貫教育を行う公立学校の分類(制度面)】

	制度化された学校での小中一貫教育			従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育	
	義務教育学校	小中一貫型小・中学校			
		併設型小・中学校	連携型小・中学校		
設置者	(同一)	同一	異なる	同一 又は 異なる	
修業年限	9年 (前期課程6年・後期課程3年)	小学校6年・中学校3年			
組織	校長1名・一つの教職員組織	原則として各学校に校長1名・別々の教職員組織 ※校長併任や実質的に教職員組織を統合した事例も			
免許	原則小・中併有 ※当面は保有免許相当課程で指導可	所属する学校の免許を保有			
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされた教育課程編成</li> </ul>				
特例	独自教科設定	○	○	○	×
	指導内容入替え	○	○	×	×
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用			
標準規模	18学級以上 27学級以下	小・中学校それぞれ12学級以上18学級以下			
設置・移行手続	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		なし	

出典:「地方教育行政の多様性・専門性に関する研究 報告書3 市町村の教育施策としての小中一貫教育に関する研究」

研究代表者渡邊恵子(国立教育政策研究所 教育施策・評価研究部長)2019(平成31)年3月※一部抜粋

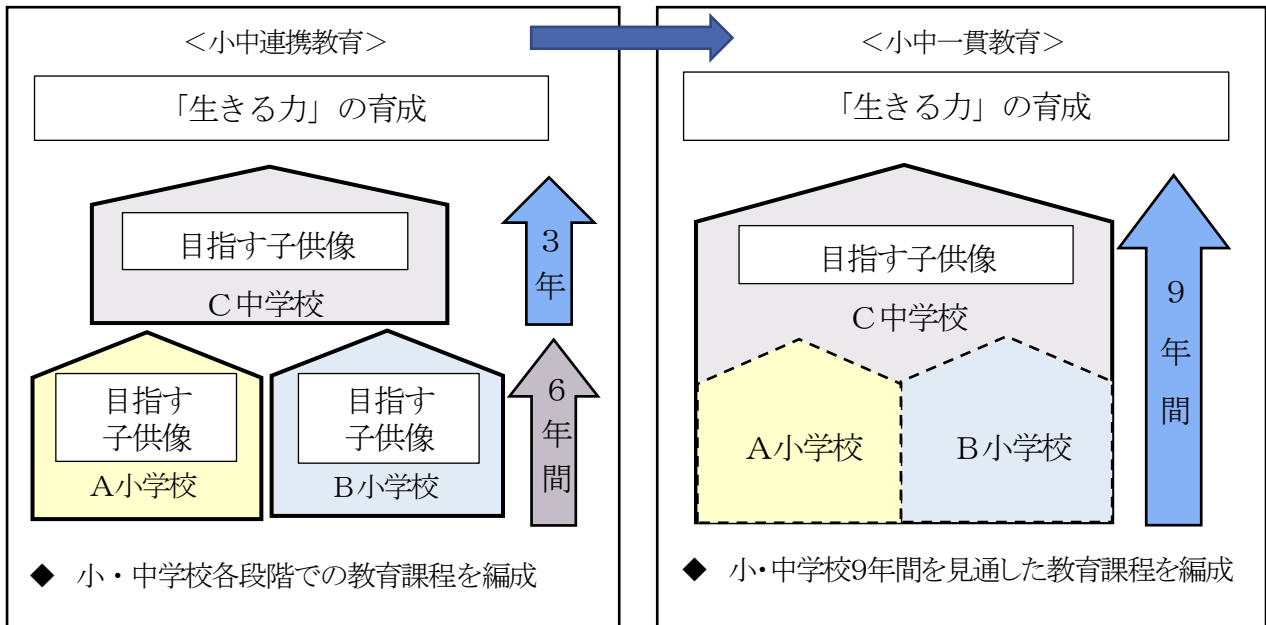
### (2) 茂原市の小中一貫教育のねらい

これからの社会は予測困難な時代と言われ、子供たちには、「生きる力」として他者と協働して課題を解決していくことや、幅広い知識と柔軟な思考力・判断力・表現力等を身に付けることが求められています。



こうした背景を受け、茂原市では、小学校6年間、中学校3年間という制度を維持しつつ、義務教育終了までを連続した学びの期間ととらえ、この9年間でどのような子供を育てたいのかを小学校と中学校が共有し、小中一貫教育を推進することとします。（下図参照）

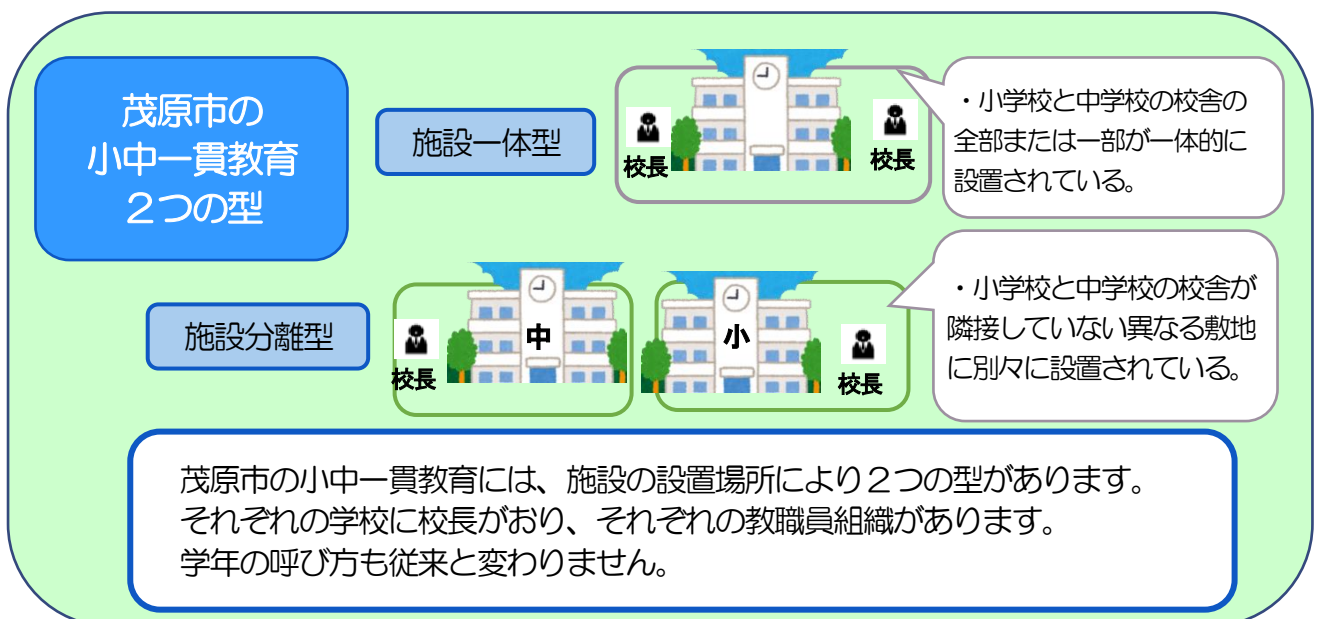
小・中学校が互いに協力し、児童生徒一人一人に応じた質の高い学習指導や生徒指導を実現し、学力向上や豊かな心の育成を図っていきます。また、小・中学校を円滑に接続させ、小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」とよばれる課題の減少を目指します。



### （3）茂原市の小中一貫教育の型

茂原市では、小中一貫教育を行うにあたり、義務教育9年間を貫く視点を大切にし、小学校・中学校が共通した目指す子供像を共有するために、それぞれの施設・仕組みを生かし、その利点を取り入れた教育を目指します。

それぞれの施設の状況により、施設分離型の小中一貫教育と施設一体型の小中一貫教育が存在することになります。（下図参照）



#### (4) 茂原市の目指す子供像

### 「ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子」

茂原市では、令和3年4月に「茂原市教育施策の大綱」として、令和7年度までの5年間の基本構想、基本計画に基づき、4つの基本方針を定めました。

- <基本方針1> 社会で生きる力の育成
- <基本方針2> 心を育む人間教育の推進
- <基本方針3> 芸術文化・スポーツの振興
- <基本方針4> 茂原を愛する心の育成

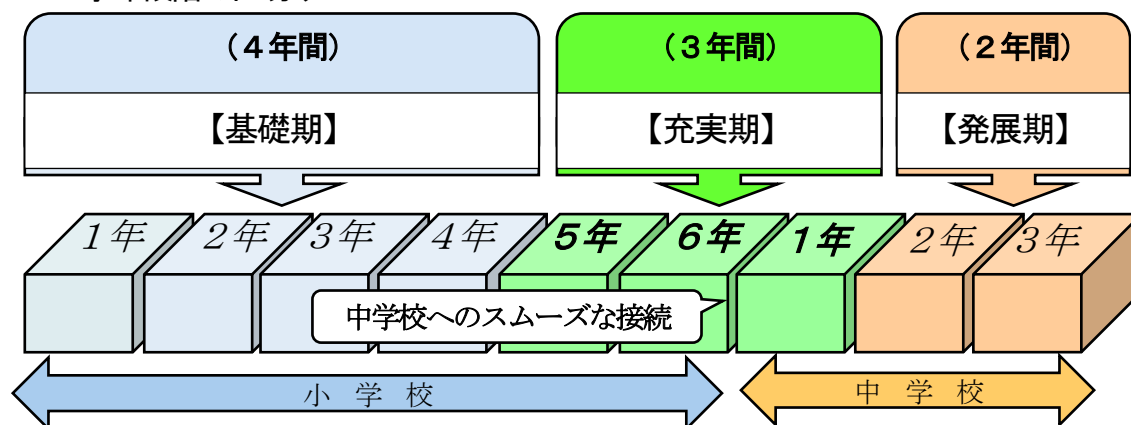
これに基づき、「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標として掲げ、各種施策の展開を図っていきます。「小中一貫教育」を推進することで、茂原市が示している「未来を主体的に生きる人づくり」をさらに進めます。

そこで、茂原市の小中一貫教育で目指す子供像を「ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子」と設定しました。これには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、郷土に誇りを持ち、地域を担う人づくりを目指すという願いが込められています。

#### (5) 学年段階の区切りの考え方

中学校段階への移行に際して指導内容や指導方法等の差の緩和や児童生徒の発達の早期化への対応を図る観点から、いわゆる「中1ギャップ」といわれる現象が現れる小中学校にまたがった期間（充実期）を設定し、小・中学校9年間における学年段階の区切りを4－3－2とします。（学校施設は6－3のまま）

##### 《学年段階の区切り》



- 小1～4 【基礎期】
  - ・ 基礎・基本を繰り返し、学びの基本姿勢の育成を目指す。
  - ・ 善悪の判断ができ、集団や社会のルールを守る態度の育成を目指す。
- 小5・6、中1 【充実期】
  - ・ 基礎・基本を生かし、具体から論理的・抽象的思考へ移行する時期であり、意欲的に学ぶ姿勢の育成を目指す。
  - ・ 集団における役割を自覚するとともに、自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養を目指す。

○ 中2・3【発展期】

- ・ 基礎・基本を応用して、論理的・抽象的思考を着実にを行う時期であり、主体的に学ぶ姿勢の育成を目指す。
- ・ 人間としての生き方を踏まえ、自己を見つめ自ら向上を図るなど、社会の一員として自立した生活を営む力の育成を目指す。

(6) 茂原市の小中一貫教育の基本的な考え方

茂原市の小中一貫教育では、6歳から15歳までの子供の成長に重要な時期となる9年間の義務教育の中で、目指す子供像を実現するため基本的な考え方を以下のようにします。

**すべての小・中学校で、小中一貫教育を進めます。**

- 義務教育9年間において、連続性のある教育活動を行います。
- 茂原市の目指す子供像を共有し、その実現に向け、特色ある取組を行います。
- 地域・施設の特徴を生かした取組を行います。

**茂原市の目指す子供像**

**ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子**

(視点1) 9年間の連続性

- ①9年間を見通した系統性のある学習指導
- ②9年間の一貫した連続性のある生徒指導
- ③切れ目のない特別支援教育

(視点2) 特色ある取組

- ①茂原学の探求
- ②英語教育の充実

**児童生徒の交流、教職員の連携、家庭・地域との連携**

家庭

学校

地域

## Ⅲ 茂原市の進める小中一貫教育

---

### 1 9年間の連続性を大切にした教育（視点1）

#### （1）9年間を見通した系統性のある学習指導

確かな学力の育成を目指し、9年間の学びを小・中学校の教員が共有し、系統的な学習を実践します。各教科の9年間の内容系統一覧を作成し、現在の学習内容に至るまでどのような学習をしてきたのか、また、現在の学習後にどのような学習をしていくのかを把握し指導に生かしたり、児童生徒のつまづきに対する補充が必要な学習内容を把握し、学び直しの機会としたりすることに活用していきます。

小・中学校間の指導内容や指導方法等の差を少なくし学習意欲の向上を図るため、小学校5・6年生で教科担任制を実施したり、小・中学校の教員の乗り入れ授業を取り入れたりすることで、専門性や個に応じた指導を一層充実させます。

#### （2）9年間の一貫した連続性のある生徒指導

生徒指導については、児童生徒の発達の特長や小・中学校の教育活動の特長を踏まえて取り組むことが必要です。しかし、小・中学校での指導内容や方法等に差があり、ギャップが生じるという指摘もあります。生徒指導の3つの機能（自己決定・自己存在感・共感的理解）に基づき、9年間の一貫した連続性のある生徒指導に取り組み、自己実現に向かう自己指導能力を育成します。

生活習慣や学習規律、家庭学習などについての指導は、学年が変わったり中学校に進学したりしても、子供が安心して学校生活が送れるように、小・中学校が同じ視点で指導をしていきます。生活習慣や学習規律、家庭学習についての基本などをもとに、各学校の実態に応じながら連携・継続した指導を徹底します。

#### （3）切れ目のない特別支援教育

特別支援教育については、「すべての子供に役立つ支援方法の確立」のため、児童生徒一人一人の特性を理解し、関係機関との連携を強化し、ライフステージに合わせた一貫した総合的支援体制の充実を図っています。障がいの有無にかかわらず、互いに理解し合い、ともに社会をつくるための基礎を培う教育を進めていきます。

特別に支援が必要な児童生徒には、十分な学びを保障するため、ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を用意し、適切な指導と必要な支援を提供していきます。就学前から中学校卒業まで、きめ細かな切れ目のない支援が円滑に進められるよう、基礎的環境の整備と合理的配慮の提供を充実させていきます。学校現場においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、交流及び共同学習の実施、校内支援委員会の充実、ユニバーサルデザインの視点に基づくわかる授業の実践等により、共に学び認め合う共生社会の実現を目指します。

## 2 目指す子供像の実現に向けた特色ある取組（視点2）

### （1）茂原学の探究

「茂原を知り、茂原について考え、茂原を愛する子供」を育てるために位置付けた「茂原学」をさらに充実させていきます。茂原の歴史や文化、産業等について、9年間を通して計画的に学び、地元“茂原”を深く理解し、郷土を愛し、将来、茂原のよさを語る事ができる児童生徒の育成を目指します。

9年間を3つの期間に区切り、基礎期（小1～小4）では、身近な家庭や学校から地域（茂原市）へと学習を広げ、充実期（小5～中1）では、他地域と比較しながら茂原を見つめ、そして、発展期（中2、中3）では、今までの学習を振り返りながら自分を見つめるというように、9年間を通し段階的に学習を進めます。

また、「茂原学」を軸に、小中一貫教育のカリキュラムマネジメントを行います。社会科や総合的な学習の時間で扱う茂原市に関する教材だけでなく、教科等を通して茂原市への関心や知識、そして「こんな茂原市にしたい」「茂原市の魅力を発信したい」という思いや考えなどを伴う学習すべてを「茂原学」と捉えます。その上で、各学校が「茂原学」として取り組む単元・教材一覧を作成し、9年間でのどのように各教科等が関わり合っているか確認し、系統的な学習へつなげます。

そこで、次のような取組を行います。

- ・「茂原学」の単元・教材一覧の作成（小・中学校でのつながり）
- ・「茂原学」の情報公開（学校ホームページへのアップ）
- ・地域の伝統、自然、産業、歴史を題材にした学習
- ・茂原市役所や郷土資料館等による「出前授業」の活用 など

### （2）英語教育の充実

グローバル化が急速に進展する中で、今後、外国語によるコミュニケーション能力は、これまで以上に必要とされることが想定されます。ALTのネイティブな英語や海外の文化に触れる機会、中学生の海外派遣等を通して、世界に目を向けることができる態度を育てるとともに、探求心や想像力を育む授業や体験を取り入れながら、「使える英語」を身に付け、グローバルな視点で活躍する人材の育成を目指します。

小学校外国語活動及び外国語科と中学校外国語科の連携を推進するため、小・中学校共同の授業改善や教員の研修を進めます。

そこで、次のような取組を行います。

- ・小学校および中学校全校へのALTの派遣
- ・毎授業において日常生活の英語やスモールトークの帯活動の位置付け
- ・ソルズベリー市（オーストラリア）への中学生等海外派遣や交流事業の継続
- ・外国語活動、外国語科の実践研修（教員）
- ・スピーチコンテスト（中学校） など

### 3 小中一貫教育を支える連携

茂原市の目指す子供像の実現に向けて掲げた2つの視点「9年間の連続性を大切にした教育」と「目指す子供像の実現に向けた特色ある取組」を具体的に実現するために、何よりも欠かせないのが市全体の大きな連携になります。その連携は、具体的に「児童生徒の交流」「教職員の連携」「家庭・地域との連携」の3つから構成され、小中一貫教育を支えるものとなります。

#### (1) 学校間の児童生徒の交流

児童生徒の交流は、小学生が中学生に対して憧れを抱いたり、中学生が小学生に対して思いやりの心をもったりできるようになるなどの効果が期待されます。それぞれの学校区の実態や施設の設置状況、教員の構成等を踏まえ、意図的・計画的・継続的に各学校の創意工夫で実施します。

また、隣接した小学校同士など、小学校間の連携も視野に入れます。一つの小学校に通う児童がすべて同じ中学校へ進学するとは限らない茂原市の実態として、中学校とのつながりと同時に小学校間の児童の交流も小中一貫教育の一つと捉えます。

#### (2) 小中学校の教職員の連携による学習活動・生徒指導

いわゆる「中一ギャップ」等の課題解決のためには、小学校や中学校の教職員が今まで以上に情報交換や相互の授業参観を通して、互いの教育活動についての理解を深め、日常の指導に生かしていくことが大切です。互いがそれぞれの教育を理解することで、小・中学校段階で育てておかなければならない力が見え、また、これまでの成長過程やこれからどのような経験をするのかなどを理解することができます。

教職員の具体的指導の例としては、学習や生活についての共通実践、相互乗り入れ授業の実施など工夫して取り組みます。生徒指導の面でも協力し、情報を共有するとともに、小中学校間での指導方法のすり合わせなど、学年間・学校間の段差がよりなだらかになるよう工夫します。

#### (3) 家庭・地域との連携

急速に変化する社会の中で、子供たちの生きる力を育むためには、学校だけでなく学校と家庭・地域が一体となって子供を育てていくことが求められます。今まで培ってきた学校と家庭・地域との結びつきを生かし、近隣の学校との結びつきを基盤として地域の特色を生かした小中一貫教育を進めます。

これまでも、総合的な学習の時間や各教科、校外学習等で地域とのさまざまな連携を行ってきましたが、9年間の連続性を意識して教育課程を見直すことにより、より系統的な家庭・地域との連携を目指します。

## おわりに

---

茂原市教育委員会では、子供たちにとってよりよい教育を目指し、小中一貫教育について調査研究してきました。茂原市小中一貫教育についてまとめた本指針に基づき、令和5年4月から市内すべての小・中学校で小中一貫教育を進めていきます。

茂原市の小・中学校は、その規模や立地条件、学区編成上1つの小学校から分かれて中学校へ進学する学校があるなど、同一歩調で推進しにくい内容もあります。そこで、まずはそれぞれの小・中学校の実態を共有し、茂原市の目指す子供像に向け、それぞれの学校が具体的にどのように連携し、実践していくかを考えていくことから進めていきます。茂原市教育委員会としても、さらによりよいものとなるよう今後も調査研究し、改善していきます。

議案第 2 号

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

令和 5 年 1 月 2 5 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成 6 年茂原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 1 8 条の規定に基づき」を削り、「ため」の次に「、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定により」を加える。

第 1 1 条中「法第 2 0 条第 1 項」を「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものです。



議案第2号参考資料

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>○茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例 平成6年3月28日茂原市条例第1号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、歴史、芸術、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、もって市民文化の発展に寄与するため、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により</u>、茂原市立美術館・郷土資料館(以下「美術館・郷土資料館」という。)を設置する。</p> <p>(美術館・郷土資料館協議会)</p> <p>第11条 美術館・郷土資料館に<u>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定により</u>、茂原市立美術館・郷土資料館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>○茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例 平成6年3月28日茂原市条例第1号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第18条の規定に基づき、歴史、芸術、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、もって市民文化の発展に寄与するため、茂原市立美術館・郷土資料館(以下「美術館・郷土資料館」という。)を設置する。</p> <p>(美術館・郷土資料館協議会)</p> <p>第11条 美術館・郷土資料館に<u>法第20条第1項の規定により</u>、茂原市立美術館・郷土資料館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(略)</p>

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市条例第〇号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 号

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 2 5 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則（平成 6 年茂原市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 1 号中「第 2 9 条」を「第 3 1 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものです。

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>○茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則 平成6年8月26日茂原市教育委員会規則第8号 (資料の貸出し)</p> <p>第14条 教育委員会は、美術館・郷土資料館業務に支障がないと認めるときは、次の各号の一に該当する者に対し資料を貸し出すことができる。</p> <p>(1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設の設置者 (略)</p>	<p>○茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則 平成6年8月26日茂原市教育委員会規則第8号 (資料の貸出し)</p> <p>第14条 教育委員会は、美術館・郷土資料館業務に支障がないと認めるときは、次の各号の一に該当する者に対し資料を貸し出すことができる。</p> <p>(1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設の設置者 (略)</p>

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

報告事項 1

行事の共催、後援及び協賛について

令和4年12月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告しま

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」(平成12年教育委員会訓令第3号)より

「共催」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日	～	月	日			
1	20	～	1	25	美術館・郷土資料館	市内高校合同美術展	市内高校合同美術展事務局
4		～	11		学校教育課	第72回茂原市花いっぱいコンクール	茂原市 (環境保全課扱い)

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
12	25	(令和4年)			生涯学習課	チャリティコンサート 第45回「冬の夜の小さな音楽会」	茂原混声合唱団 「四季」比留川幸久
2	5	(令和5年)			生涯学習課	茂原交響楽団 第23回アンサンブルコンサート	茂原交響楽団 団長 佐藤敏浩
2	18	～	4	1	体育課	テニール教室	茂原市野球協会
4	8	～	5	7	学校教育課	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター
12	17				生涯学習課	チャリティコンサート 第46回「冬の夜の小さな音楽会」	茂原混声合唱団 「四季」比留川幸久

「協賛」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
3	30				生涯学習課	一生美容 恋`s COLLECTION	(一社) 一生美容に恋する会 代表者 河島健

令和 5 年第 2 回茂原市教育委員会会議日程  
(2 月定例会)

日程：2 月 1 4 日 (火) 1 3 : 1 5 ~

場所：市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

※ 1 5 : 0 0 ~ 学芸等功労者等表彰式

令和 5 年第 3 回茂原市教育委員会会議日程  
(3 月臨時会)

日時：3 月 1 0 日 (金) 1 3 : 1 5 ~

場所：市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

令和 5 年第 4 回茂原市教育委員会会議日程  
(3 月定例会)

日時：3 月 2 2 日 (水) 1 5 : 0 0 ~

場所：市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

※ 1 3 : 1 5 ~ 第 2 回総合教育会議